

# リコマースビジネスに関連する現行法の整理と論点

2024年2月13日  
第5回資源循環経済小委員会

弁護士法人イノベンティア  
弁護士  
町野 静

# 本日お話しさせていただくこと

- リコマースビジネスと法律
  - リコマースとは何か
  - リコマースビジネスと法律
- ビジネスの各場面における現行法の整理と論点
  - 中古品の回収
  - 中古品のリペア、リファーマービッシュ
  - 提供行為（販売、貸し出し等）
- リコマースビジネスに関する法的な論点（まとめ）

# リコマースビジネスと法律

# 「リコマース」とは何か

- 「リコマース」の一義的な定義はない
  - 広い意味での「リユース」の仕組みによるビジネス
- 今回の説明では、以下のような形態のビジネスと整理（参考：成長志向型の資源自律経済戦略」（2023年3月31日））
  - シェアリング
  - サブスクリプション
  - リペア（修理）、リファーマビリティ（メーカーによる再使用）
  - 二次流通仲介
  - 一次流通業者によるリユース

# リコマースビジネスの具体例

- 家具、衣類、家電製品などを定額で貸し出すサービス
  - 「シェアリング」と「サブスクリプション」の要素を含む
  - 事業者が修理をする場合には「リペア」の要素を含む
- 上記のような製品を製造業者や販売業者以外の会社が顧客の求めに応じて修理をしたり、リフォームしたりするサービス
- 中古品の売買や貸し出しの場を提供するサービス
- 中古品の売買や貸し出し、修理をインターネット上で仲介するプラットフォームの運営サービス
- 販売店が自社が販売した製品（あるいは他社の同種製品）のうち不要になった物を回収して修理・リフォームして販売したり、レンタルをするサービス

# リコマースビジネスと法律

- 新しいビジネスが社会的に健全に発展するための法律の役割
  - 顧客（消費者）の保護
  - 公正な競争秩序の維持
  - 事業者の予測可能性の担保
  - 第三者の権利保護

# リコマースビジネスと法律

## ■ 公法上の規制の問題

- 法規制に不十分なところはないか
- 既存の法規制がビジネスを行うことの支障とならないか

## ■ 私法上の問題

- 流通過程での権利関係や法的責任の所在をどう整理するか
  - リコマースビジネスではB2B2C,C2B2Cなど複雑な商流を辿ることがあり、リスクの予測が困難
- 第三者の持つ権利の侵害が生じることはないか

# ビジネスの各場面における現行法の整理と論点

# ビジネスの各場面における現行法の整理

行為	ビジネスの例	関係する法令（規制法）の例
中古品の回収、運搬	消費者の下にある中古品を自宅を訪問して回収、店頭での回収（その後別の顧客に貸し渡して対価を得る）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）</li><li>・ 古物営業法</li><li>・ 特定商取引に関する法律（特定商取引法）</li></ul>
中古品のリペア、リファーマビッシュ	顧客の持ち込んだ中古品を修理、リフォーム、リメイク等して再販売する	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電波法</li><li>・ 電気用品安全法</li><li>・ 医薬品医療機器等法</li></ul>
提供（貸し出し、販売）	回収後や修理を経て販売可能となった製品の再販売やレンタル	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 古物営業法</li><li>・ 特定商取引法</li><li>・ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）</li><li>・ 預託等取引に関する法律</li></ul>

民法、製造物責任法、知的財産関連法等の私法領域の法令は常に関係

# 中古品の回収①

## ■ 公法上の規制の問題

### ■ 廃棄物処理法

- 廃棄物の収集運搬や、処理（リサイクルを含む）を行うためには法律上の許可が必要
  - 廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることが目的
- 許可が不要な場合
  - 広域認定制度
  - 再生利用認定制度
  - いわゆる「専ら物」
  - 行政通知による個別対応（下取りなど）

### ■ 古物営業法

- 古物（有価物）の売買、交換、委託販売等の営業を行うためには公安委員会の許可が必要
  - 法目的は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等

### ■ 特定商取引法上の行政規制

- 訪問購入は同法の規制を受ける

# 中古品の回収②

## ■ 私法上の問題

- 回収した中古品に問題があった場合の法的責任の所在
  - 個々のビジネスにおいて権利（物の所有権等）の所在を確定する必要性
  - 所有者（排出者・売主）の情報提供義務とも関係
- 特定商取引法上の民事ルール
  - 訪問購入はクーリング・オフなど同法の対象となる
    - その他、物品引渡しの拒絶、解除時の損害賠償請求等の制限等

# 中古品のリペア、リファーマビッシュ①

## ■ 公法上の規制の問題

### ■ 電波法、電気通信事業法

- 日本では製造業者以外の業者がスマートフォンを修理するためには上記2法の登録が必要

### ■ 電気用品安全法（PSE法）

- 買い取ったり、回収した電気製品を修理して販売する業を行うには製造事業者、販売事業者の届出が必要

### ■ 医薬品医療機器等法

- 医療機器を修理するためには医療機器修理業の許可が必要

### ■ 独占禁止法

- 保守パーツを独立系修理業者に提供しない行為が独禁法に違反するとされた事案あり

# 中古品のリペア、リファーマビッシュ②

## ■ 私法上の問題

### ■ 知的財産権の侵害

- 特許製品を修理したり部品交換する行為についての特許権侵害の成否
- 作品の修理における著作権侵害の成否
- ブランド商品をリメイクして販売した場合の商標権侵害の成否
- 意匠登録されている製品を修理する行為についての意匠権侵害の成否

### ■ リユース、リファーマビッシュ品による事故が発生した場合の法的責任の所在

- 修理は製造物責任法上の「加工」に該当するか

# 提供行為（販売、貸し出し等）①

## ■ 公法上の規制の問題

### ■ 古物営業法

### ■ 景品表示法

#### ■ 不当表示があった場合の表示主体は誰か

- 対象は事業者のみで消費者は同法の対象外

### ■ 預託等取引に関する法律

#### ■ 物を預かり利益を配分するビジネスは預託等取引に該当し得る

### ■ 消費者保護関連法

#### ■ 特定商取引法

#### ■ 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律

- DPF利用者間の紛争解決の促進

# 提供行為（販売、貸し出し等）②

## ■ 私法上の問題

- 販売、貸し出しをした中古品により事故が発生した場合の法的責任の所在
  - 製造物責任法の適用の有無、欠陥の考え方
- 場所だけを提供する者（デジタルプラットフォーム、物理的な場所貸し）の法的責任
  - C2Cでは事業者には私法上の責任はないとあってしまってもよい
- 不当な表示や説明をした者の法的責任

# リコマースビジネスに関する法的な論点

## ■ 必要な規制の整備

- 消費者の保護、公平な競争の観点から現行法は十分か

## ■ 規制緩和、解釈の柔軟化

- 現行規制あるいは法解釈が過度に厳しくなっていることはないか

## ■ 事業者の予測可能性の担保

- 規制適用の有無、問題となる法律（条項）の解釈、法令遵守のための運用、私法上の責任の考え方等についての指針を事業者に示すことはできないか
  - 業界内でも議論は必要

*Thank you for your attention*

最後までご清聴ありがとうございました